

受審申込みから 結果公表までの標準的な流れ

第三者評価事業は、監査や介護サービスの情報の公表といった義務で取り組むものではなく、福祉サービスの質の向上のために、自発的に取り組むことに意義があります。

施設・事業所

- 評価機関についての情報収集

Q 受審申込みから結果公表までの期間はどのくらいですか？

A | 評価機関にもよりますが、おおむね3ヵ月～半年程度です。

- 複数の評価機関を選定・比較し、評価機関を決定する。
- 契約内容に関する同意⇒契約

契約締結

- スケジュールなどの調整
- 自己評価の実施、提出
- 必要書類の提出

事前準備

- 書類確認
- 事業者インタビューへの対応
- 事業所見学への対応
- 利用者インタビューへの対応

訪問調査

- 事業者コメントの記入
- 調査の評価結果公表に関する同意

Q 評価調査者の主観が入り、客観性に欠けるのではないですか？

A | 評価結果が1人の評価調査者のみの判断とならないよう、取りまとめの際には、複数の評価調査者による合議を行っています。さらに評価機関には、評価決定委員会を設置し、評価結果の適正さをチェックしています。このように、評価結果の客観性を確保する取り組みを進めています。また、評価調査者は、自らの専門性、客観性を高めるため、常日頃から福祉制度の動向を把握するとともに、「評価調査者継続研修」や所属する評価機関の研修に参加し、評価調査者自身の質の向上に取り組んでいます。

第三者評価調査機関

- 評価機関数は各都道府県によって違います。各都道府県推進組織にお問い合わせいただくか、福祉医療機構のホームページ (WAM NET (http://www.wam.go.jp/)) をご参照ください。

- 受審料は各評価機関によって異なりますが、平均20～30万円程度です。詳細は評価機関にお問い合わせください。

■ 自己評価に取り組む意義

- 組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきを得られる。
 - 事業者全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得られる。
- 自己評価は職員個人の取り組みを基礎としながら、チームや施設・事業所全体での議論を経て、その課題等が共有化されることが重要です。

第三者評価の目的は、施設・事業所のサービスの質を向上させることですが、第三者評価で改善策等を見出し、実際の改善の取り組みにつなげていくことが重要です。共有された課題、さらに第三者評価で得られた課題を組織的に取り組み基礎となるものが自己評価だといえます。

■ 評価結果の活用意義

- 施設・事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取り組みが明らかになる。
- 施設・事業所が評価活動を通して、サービスの改善に取り組んでいることを、利用者や家族、地域住民等へ周知することが重要です。その際には、ホームページや機関紙への掲載だけでなく、報告会等を開催することで、取り組みへの理解がより深まります。

都道府県推進組織ホームページあるいはWAM NET において評価結果を公開

- 上記は、標準的なフローを示したものであり、受審にあたっては、都道府県推進組織や各評価機関に確認してください。

+

施設・事業所による評価結果の有効活用